



成迫社会保険労務士法人
〒390-0817 長野県松本市巾上9-9
TEL0263-33-2223/FAX0263-33-2299

株式会社 経理代行
〒390-0816 長野県松本市中条 2-20
TEL0263-38-7300/FAX0263-38-7301

両立支援等助成金を活用しましょう！

平成 28 年 8 月号の事務所通信でもお知らせ致しました、**育児休業に伴う助成金**（両立支援等助成金）について改めてご紹介します。

労働者より妊娠の報告を受けた場合（男性労働者においては配偶者の妊娠の報告を受けた場合）、育児休業等でご退職された労働者の再雇用を検討する場合、是非当該助成金の申請をご検討下さい。

コース名	助成額	実施内容
育児休業等支援コース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育休取得時 28.5 万円 ・ 職場復帰時 28.5 万円 ※一定の要件を満たせば加算有 ※1 企業 2 人まで支給 ・ 代替要員確保時 47.5 万円 ※一定の要件を満たせば加算有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育休復帰支援プランにより業務の引継をし、3 カ月以上の育児休業を取得させる ・ 休業した労働者を現職復帰させる ※育児休業取得時は職場の情報提供を実施下さい ・ 休業した労働者の代替要員を確保し、かつ現職復帰させる
新設 再雇用者評価処遇コース	<ul style="list-style-type: none"> 1 人目 38 万円 2 人目から 5 人目 28.5 万円 ※2 期に分けて半額ずつ支給 	育児、介護等を理由に退職した労働者を再雇用する規定を設け実際に再雇用する
出生時両立支援コース	<ul style="list-style-type: none"> 1 人目 57 万円 2 人目以降 14.25 万円 ※1 年度につき 1 名まで 	男性労働者 に 5 日以上（大企業は 14 日以上）の育児休業を取得させる

※助成額は中小企業の原則金額となっています。



育児休業等支援コースを活用することで、企業は育児休業に対する労働者のニーズをしっかりと把握し、育児休業を取得させることで、雇用の維持を図れます。また、育児休業中継続して情報提供を行うことで、育児休業取得者は社会との繋がりを感じ、職場復帰に対する漠然とした不安が軽減されるものです。**適切な育児休業への対応は多くの労働者の円滑な職場復帰と人材の確保に繋がっていきます。**

申請に際しては、他に詳細な要件がございますので、弊社担当者へご相談下さい。

厚生年金の保険料率、平成 29 年 9 月からは固定に！

平成 29 年 9 月から厚生年金保険料率が 18.30%(本人 9.15%、事業主 9.15%)に固定される予定です。厚生年金保険の保険料率は、平成 16 年の年金制度改正で将来の保険料負担を固定し、その範囲内で給付を行うという年金財政の運営方法がとられました。

保険料率は、平成 17 年 9 月以降は毎年 9 月に 0.354%ずつ引き上がり、**平成 29 年 9 月からは固定になります。**

まだまだ少子高齢化が続くなか、今後の動向が気になります。厚生年金保険料率の固定が、私たちの負担を少しでも抑えてくれることを期待します。